

介護老人福祉施設 ビオラ三保 利用料金表

1. 介護保険給付の対象となるサービス

・サービス利用料金（日額）

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
利用単位数	636	703	776	843	910
サービス提供体制強化加算(I)ロ	12	12	12	12	12
看護体制加算(I)	4	4	4	4	4
看護体制加算(II)	8	8	8	8	8
夜勤職員配置加算	21	21	21	21	21
個別機能訓練加算	12	12	12	12	12
栄養マネジメント加算	14	14	14	14	14
口腔衛生管理体制加算 ※概算	1 (30/月)	1 (30/月)	1 (30/月)	1 (30/月)	1 (30/月)
精神科医師定期的療養指導加算	5	5	5	5	5
介護職員処遇改善加算(I)	59	65	71	76	82
単位数合計	772	845	924	996	1,069
自己負担額(1割)	827円	905円	990円	1,067円	1,145円
自己負担額(2割)	1,655円	1,811円	1,981円	2,135円	2,291円

(地域区分単価：10.72円)

2. 介護保険給付の対象とならないサービス

A) 居住費および食費等の自己負担額（日額）

利用者負担段階	居住費	食費	おやつ	合計
第一段階	820円	300円	150円	1,270円
第二段階	820円	390円	150円	1,360円
第三段階	1,310円	650円	150円	2,110円
第四段階	3,000円	1,870円	150円	5,020円

※ 施設には、第一段階から第三段階までは居住費の基準費用額 1,970円と上表の自己負担額との差額が、補足給付として介護保険から給付されます。

※ 施設には、第一段階から第三段階までは食費の基準費用額 1,380円と上表の自己負担額との差額が、補足給付として介護保険から給付されます。

※ 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事情がある場合、変更することがあります。

※ 第四段階の食費の内訳は、朝食 350円、昼食 870円、夕食 650円となります。

B) その他の費用

項目	内容	利用料金
特別な食事等	酒、乳製品等、ご希望に基づいて提供した食事等にかかる費用です。	実費相当額
日常生活上必要な諸	歯ブラシやティッシュ等の生活に要する費用	実費相当額

費用	で、ご入居者様に負担していただくことが適当であるものにかかる費用です。	
教養娯楽費	レクリエーション、クラブ活動で使用する材料費や参加費としてかかる費用です。	実費相当額
理美容にかかる費用	提携している業者が行う理美容サービスにかかる費用です。	業者が設定する額

介護保険サービスにおける加算

【体制加算】(共通して加算される費用)

加算名	要件	自己負担額(日額)	
		1割	2割
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ	介護職員のうち、介護福祉士の占める割合が100分の50以上である場合に加算されます。(12単位/日)	13円	26円
看護体制加算(Ⅰ)	常勤の看護師を1名以上配置している場合に加算されます。(4単位/日)	5円	9円
看護体制加算(Ⅱ)	入居者25名に対して1名以上、かつ国が定めた基準に1名以上の看護職員を配置した場合、および看護職員により24時間の連絡体制を確保している場合に加算されます。(8単位/日)	9円	17円
夜勤職員配置加算	夜勤帯の介護職員又は看護職員の数が、国が定めた基準に1名以上の配置をしている場合に加算されます。(21単位/日)	23円	46円
個別機能訓練加算	理学療法士等による専任の機能訓練指導員を入居者100名に対して1名以上配置し、入居者ごとに計画書を作成、及び実践している場合に加算されます。(12単位/日)	13円	26円
栄養マネジメント加算	常勤の管理栄養士を1名以上配置し、入居者ごとの栄養ケア計画に従い、栄養管理を行った場合に加算されます。(14単位/日)	15円	30円
口腔衛生管理体制加算	歯科医師等の技術的助言及び指導に基づき、入居者の口腔ケアマネジメントに係る計画が作成されている場合に加算されます。(30単位/月)	1円	2円
精神科医師定期的療養指導加算	認知症のご利用者さまが全体の1/3を占める施設において、医師による定期的な療養指導が月に2回以上おこなわれている施設に対する加算です(5単位/日)	5円	10円
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	国が定める基準に適合している介護職員の賃金改善等の実施を届け出たうえで介護老人福祉施設サービスを行った場合に加算されます。(サービス利用単位数の1000分の83単位/月)	おおよそ 63~172円	

【個別加算】(対象の方のみに加算される費用)

経口維持加算(Ⅰ)	摂食機能障害のある入居者に対して歯科医師等の指示に基づき、経口による継続的な食事摂取を勧めるための経口維持計画を作成し、栄養管理を行った場合に加算されます。(400単位/月)	14円	29円
経口維持加算(Ⅱ)	経口維持加算(Ⅰ)を算定している場合に、入居者の経口による継続的な食事摂取を支援するための食事の観察及び会議等に歯科医師等が加わった場合に加算されます。(100単位/月)	4円	7円
療養食加算	医師の発行する食事箋に基づき提供された食事について管理栄養士等によって管理されている場合に加算されます。(6単位/回)	20円	39円
低栄養リスク改善加算	新規入所時、または再入所時に低栄養リスクが高い方にご利用者さまに対して多職種が協同して ・月1回以上会議をおこなう。 ・食事観察会を週5回以上おこなう。 ・ご家族さまに対して食事相談をおこなう。 場合にかかるかさんです。(300単位/月)	321円 (月額)	643円 (月額)
再入所時栄養連携加算	入院され、経管栄養や嚥下調整食を導入する際に、管理栄養士が病院での食事指導に同席し、その後ご利用者さまが施設に再入所された場合にかかる加算です。(400単位/回)	428円 (月額)	857円 (月額)

別表 1

排泄支援加算	排泄に介護を要するが、その要介護状態を軽減できると医師や医師と連携した看護師が判断し、支援計画をさくせいした上で、要介護状態が改善した場合にかかる加算です。(100 単位/月)	107 円 (月額)	214 円 (月額)
褥瘡マネジメント加算	・褥瘡が発生するリスクを、入所時とその後 3 月に 1 回評価する。 ・関係職種が協働して褥瘡ケア計画を作成し、褥瘡管理を実施した。 上記にかかる加算です。(10 単位/月)	10 円	21 円
生活機能向上連携加算	外部の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が施設の職員と協働で個別に機能訓練計画を作成し、機能訓練を実施した場合にかかる加算です。(100 単位/)	107 円 (月額)	214 円 (月額)

【その他の加算】

初期加算	入居日から起算して 30 日間、及び 30 日を超える病院等への入院後に施設に再び入所した場合に加算されます。(30 単位/日)	33 円	65 円
入院時又は外泊時の費用	入院や外泊をした場合は、1 ヶ月に 6 日間を限度としてかかる費用です。月をまたがる場合は、最大 12 日間を限度とします。(246 単位/日)	264 円	528 円
看取り介護加算	施設が定める看取りに関する指針に従い、各専門職が連携して行う介護について同意を得た上で、入居者が亡くなられた場合に、死亡日以前 30 日を上限として加算されます。 ①死亡日以前 4～30 日 (144 単位/日) ②死亡日の前日、前々日 (680 単位/日) ③死亡日 (1280 単位/日)	① 155 円 ② 729 円 ③ 1,373 円	① 309 円 ② 1,458 円 ③ 2,745 円
退所前訪問相談援助加算	介護支援専門員等が、入居者の退所に先立って退所後生活する居宅又は他の社会福祉施設等を訪問し、退所後のサービスについて相談援助を行った場合に加算されます。(460 単位/回)	494 円/回	987 円/回
退所後訪問相談援助加算	入居者の退所後 30 日以内に居宅又は他の社会福祉施設等を訪問し、相談援助を行った場合に加算されます。(460 単位/回)	494 円/回	987 円/回
退所時相談援助加算	入居者の退所に際して、退所後のサービスについて相談援助を行い、かつ、市町村、施設等に対して必要な情報を提供した場合に加算されます。(400 単位/回)	429 円/回	858 円/回
退所前連携加算	入居者の退所に先立って、退所後に利用を希望する指定居宅介護支援事業者に必要な情報を提供し、かつ、当該指定居宅介護支援事業者と連携して退所後のサービス利用に関する調整を行った場合に加算されます。(500 単位/回)	536 円/回	1,072 円/回

【1 日当たりの自己負担額】

	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
第 1 段階	2097 円	2175 円	2260 円	2337 円	2415 円
第 2 段階	2187 円	2265 円	2350 円	2427 円	2505 円
第 3 段階	2937 円	3015 円	3100 円	3177 円	3255 円
第 4 段階 (1 割)	5847 円	5925 円	6010 円	6087 円	6165 円
第 4 段階 (2 割)	6675 円	6831 円	7001 円	7155 円	7311 円

※1. 精神科医師定期的療養指導加算については、協力医療機関とともに体制を整え、7 月以降に加算を算定する予定です。

※2. その他個別の加算についてもそれぞれ処遇改善加算が算定されます。

平成 30 年 4 月 1 日